

## 規制影響分析書

規制の名称	中型自動車による違反行為に対する使用制限命令の期間を3月とする
担当部局	交通局交通企画課
評価実施日	平成17年 3月
規制の内容、 目的及び必要性	<p>大型化が進展した貨物自動車による交通事故を防止するため、平成16年の道路交通法改正により、新たに自動車の種類として中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)が設けられた。</p> <p>上記の趣旨に照らすと、中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれは、大型自動車による違反行為と同様であることから、これを抑止するため、中型自動車の運転者が常習的に違反行為をした場合における使用制限命令の期間を大型自動車と同じ3月とする。</p>
根拠条文	道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の2第1項、第2項、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第26条の7、第26条の8
期待される 効果	<p>【社会的便益】 中型自動車の使用者に対する使用制限命令の感銘力が高められ、常習的な違反行為が抑止され、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれが少なくなる。</p>
想定される 負担	<p>【行政コスト】 特別な負担の増加は生じない。</p> <p>【遵守コスト】 特別な負担の増加は生じない。</p> <p>【社会的コスト】 特別な負担は増加は生じない。</p>
想定できる 代替手段との 比較考量	<p>【想定できる代替手段】 中型自動車の運転者が違反行為をした場合における使用制限命令の期間を大型自動車に係るものよりも短縮する。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれは、大型自動車による違反行為と同様であるにもかかわらず、常習的な違反行為の抑止が不十分となる。</p>
備考	なし
レビューを 行う時期	平成24年6月ころ

## 規制影響分析書

規制の名称	中型免許を受けた者に対する運転制限
担当部局	交通局運転免許課
評価実施日	平成17年 3月
規制の内容、目的及び必要性	<p>平成 16年の道路交通法改正により、中型免許を受けた者で、21歳未満のもの又は中型免許等を受けていた期間が3年未満のものは、政令で定める中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)を運転することができないこととされた。</p> <p>緊急自動車については、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行する必要性が高いことにかんがみ、通行区分等の特例が認められており、このような自動車を安全に運転するためには、通常の自動車の運転に比べてより高度な技能及び知識が必要とされることから、この政令で定める中型自動車を緊急自動車(公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)とする。</p>
根拠条文	道路交通法(昭和35年法律第105号)第85条第6項、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第32条の3
期待される効果	<p>【社会的便益】</p> <p>緊急自動車である中型自動車の交通事故の防止が図られる。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】</p> <p>審査事務が増加する。ただし、平成16年改正前も同様の運転制限があり、審査に関する規定も設けられていたことから、実際の事務量が増加することはないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】</p> <p>中型免許を受けてから一定の条件を満たすまでは、公安委員会が行う審査を受けなければ緊急自動車を運転することができなくなる。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】</p> <p>中型免許を受けた者が運転することができない自動車として、緊急自動車を定めない。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】</p> <p>なし。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】</p> <p>緊急自動車である中型自動車の事故防止を図ることができない。</p>
備考	なし
レビューを行う時期	平成 24年 6月ころ